

「遺言信託（執行コース）」に関する費用等の改定について

このたび弊社では、「遺言信託（執行コース）」の商品性の改善を図るとともに、昨今の物価高騰に伴う諸コストの増嵩を踏まえ、「遺言信託（執行コース）」の費用等について、下記のとおり改定することといたしました。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 遺言執行報酬

(1) 改定内容

相続税評価額による執行対象財産額に下記の率を乗じた額（円未満切捨て）の合計額（千円未満切捨て）に1.10を乗じた額（消費税等10%込み）

	現行	改定後
①農中信託銀行およびJ A・信連・農林中央金庫にお預け入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更共済等の共済契約等に対して	0.3%	0.24%
②その他の財産に対して（消極財産を含みません）		
5,000万円以下の部分	2.0%	1.60%
5,000万円超1億円以下の部分	1.5%	1.20%
1億円超2億円以下の部分	1.0%	0.80%
2億円超3億円以下の部分	0.8%	0.64%
3億円超5億円以下の部分	0.6%	0.48%
5億円超10億円以下の部分	0.5%	0.40%
10億円超の部分	0.3%	0.24%
遺言執行報酬の最低報酬額（消費税等10%込み）	1,100,000円	880,000円

(2) 適用日

2025年4月1日以降の新規契約分から

（2025年3月31日までの契約分は、契約に基づき現行料率を適用）

2 取扱手数料

(1) 改定内容

	現行	改定後
取扱手数料	165,000円（消費税等10%込み）	220,000円（消費税等10%込み）

※遺言書書換時の変更取扱手数料（55,000円（消費税等10%込み））は据置き

(2) 適用日

2026年4月1日以降の新規契約分から

（ただし、適用日以降の新規契約のうち、2025年9月30日までに相談申込書による申込みがあったものは現行料率を適用。）

以 上